

令和7年度庁議報告事項	
第16回庁議（2025年11月18日）	区民部産業振興課

【件名】

伴走型中小企業経営支援体制の構築に向けた検討状況について

【要旨】（目的・内容・対象・時期・今後の方向等）

区は、中小企業の課題を整理し、金融相談をはじめとしたコンサルティングを行うとともに、経営者グループの支援を含め適切な窓口へつなぎ、課題解決を図る「伴走型中小企業経営支援体制」の構築に向けた検討を進めている。

このことについて、現在の検討状況を以下のとおり報告する。

1 これまでの経緯

- | | |
|---------|---|
| 令和6年 2月 | 「中野区産業振興方針」を策定し、「コーディネーターを中心とした支援体制の構築」を施策として位置づけ |
| 11月 | 閉会中区民委員会報告「伴走型中小企業経営支援体制の構築に向けた考え方等について」 |
| 12月～ | 試行実施の詳細、空間デザインの基本コンセプト等の検討 |
| 令和7年 8月 | 「伴走型中小企業経営支援（試行事業）業務等委託」について、企画提案公募型事業者選定による公募開始
中野区産業振興センターのWi-Fi整備完了 |
| 11月 | 「伴走型中小企業経営支援（試行事業）業務等委託」契約締結 |

2 令和7年度の検討・実施内容

（1）伴走型中小企業経営支援（相談）の試行的実施（12月～）

- ① コーディネーター（相談員）の配置
 - ・中小企業等を対象に、販路拡大、売上向上支援、経営戦略の策定・実行支援等に取り組み、課題解決の実績を有するほか、区内の中小企業等に対する経営・財務コンサルティングに豊富な実績を有するコーディネーターを配置する。
- ② 相談窓口の開設
 - ・原則として週に2回程度（平日1回、土日1回）9時～17時に相談窓口を開設し、事業者の経営や創業についての相談（出張相談及びオンライン相談を含む）に応じる。
- ③ 面談、支援、アフターフォロー
 - ・事業者と面談を行い、事業者の状況や悩みをヒアリングし、抱える課題の整理を行う。
 - ・面談によって明らかになった課題の解決に向けて、最も適していると思われる支援機関や経営者グループ（以下、「支援機関等」という）に必要に応じてつなぎ、課

題解決を図る。

- ・事業者の抱える課題が生活相談に及ぶ場合は、区と連携して課題に対応する。
- ・支援機関等での包括的な支援結果を基に、事業者と振り返り面談を行う。その際は支援結果に基づいて行うべき事業者の活動を明確化するとともに、アフターフォロー（面談、電話、メール等により進捗確認及びアドバイスを行い、その経過を記録）を行う。
- ・課題解決の判断は、コーディネーター及び区職員により行う。
- ・解決しない（又は、新たな悩みが発生した）場合は、再度面談を行い、別の支援機関等の活用を検討するなど課題に応じた取組を実施する。
- ・支援機関等の対応が継続する場合は、事業者に進捗状況をヒアリングし、事業者による自走が可能かどうかをコーディネーター及び区職員により判断する。

④ 試行実施を踏まえた検証

- ・上記①～③により行った支援の結果やその経過を踏まえて、活用した支援機関等の強み（弱み）、事業者の企業規模や業種ごとの課題・目的の分類化、支援後の事業者の状況（自走可能か）等を分析・検証し、試行実施の際の課題を抽出する。
- ・抽出した課題の解決に向けて、支援スキームの見直し、支援機関等の拡充等を実施し、本格実施時により実効性の高い伴走型中小企業経営支援体制の構築につなげる。（令和8年度の上半期にかけて検討）

(2) 産業振興センター空間デザインの策定

① 目的

- ・中野区産業振興センターを中小企業支援の拠点とし、経営者や区民が集い新たな価値が生まれる場所とするために、既存施設の改修に向けた空間デザインを策定する。

② 基本的な考え方

- ・新たな中野区産業振興センターの基本コンセプトを、「経営者が集いやすい場」とする。
- ・「経営者」とは、法人の代表者に限らず、個人事業主、スタートアップの代表者等を含む広義の概念としてとらえる。あわせて、「経営者」の家族にとっても来訪しやすい環境整備を推進する。
- ・「経営者」の中でも特に女性や若手の視点による場づくりを進め、ひいては「誰もが集いやすい場」につなげることで、ユニバーサルデザインの理念に基づいた施設とする。
- ・こうした環境のもと、新たなつながりや交流、ビジネスの創出を促進する。

③ 具体的な内容

- ・上記②の基本な考え方を踏まえ、施設内及び外構のイメージ図を作成する。

3 令和8年度以降の検討・実施内容

(1) 伴走型中小企業経営支援の本格実施

- ・試行実施により抽出した課題（上記2（1）④）を踏まえ、令和8年10月の本格実施を目指し、検討を進める。

(2) 空間デザインを踏まえた施設設計（一部工事）

- ・令和7年度に策定した空間デザインを踏まえ、施設改修の設計を行う。
- ・令和8年10月の本格実施（相談窓口の開設）に向けて、中野区産業振興センターの1階部分の一部について、整備（工事）を行う。

(3)（仮称）中小企業支援員の設置

- ・中小企業支援に関する専門的な知識・経験を有する外部人材を任用し、伴走型中小企業経営支援体制における連携・調整業務及び職員への指導・育成を行う。

【主な職務内容】

- ・伴走型経営支援体制における区とコーディネーター間の連携・調整に関すること
- ・中小企業支援の専門的知識に関する指導及び人材の育成に関すること

【求める知識・経験等】

- ・中小企業支援機関（金融機関、商工会議所、士業団体など）において、中小企業支援に係る業務に従事した経験を有すること
- ・金融や創業に関する専門的知識を有し、中野区の中小企業支援施策に対して強い熱意を持っていること

4 今後の予定

令和7年12月～ 伴走型中小企業経営支援（相談）の試行的実施

令和8年 1月 空間デザイン（案）の策定

3月 空間デザインの策定

4月～ 本格実施のスキームの検討

産業振興センター改修設計委託に向けた準備

（仮称）中小企業支援員の設置

7月～ 産業振興センター1階の一部工事

10月～ 伴走型中小企業経営支援の本格実施